

大洲市公共施設等総合管理計画

概要版

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月一部改訂)

大洲市

(1) 策定の目的

高度経済成長期に集中的に公共施設等の整備が進められ、多くの施設で老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えようとしています。

また、人口減少や少子高齢化の進行による利用者の減少や利用ニーズの変化、合併に伴う旧自治体間の機能の重複やサービス水準の差も発生し、限られた財源の中でどのように施設の更新を進めるかが課題となっています。

本市では、平成 28 年 1 月に、公共施設等の現状と課題を整理した「大洲市公共施設等白書」（以下、「白書」という。）を作成し、平成 29 年 3 月に、白書で整理した現状や将来の見通し、今後の課題を踏まえて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関する基本的な方向性を定めた「大洲市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を作成しました。

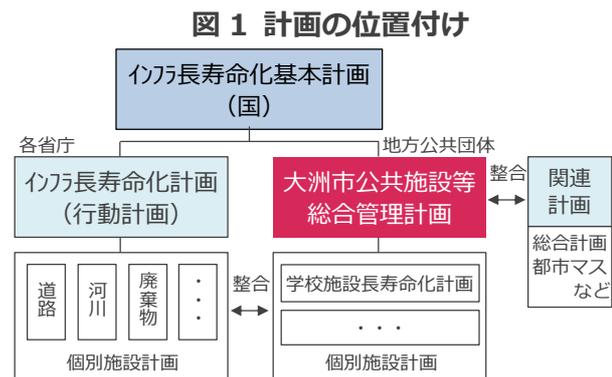
令和 3 年度までの社会経済情勢の変化や上位関連計画の変化、総務省が通知した「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を考慮し、本計画の改訂を行います。

(2) 計画の位置付け

本計画は、総務省から通知された「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を受け、本市の公共施設等の今後のあり方について基本的な方向性を示すものです。

なお、上位計画である「大洲市総合計画」とも連動した横断的な計画とします。

また、今後の具体的な行動計画は、本計画の方向性を継承しつつ、別途、施設類型別に個別施設計画を策定するものとします。



(3) 対象施設

本計画では、本市が保有している公有財産のうち、建物（以下、「公共建築物」という。）と、道路や橋梁等の土木構造物や上下水道等（以下、「インフラ」という。）を対象とします。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、大洲市総合計画との整合性を考慮して、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。

なお、市の財政状況や制度変更など、計画を見直す必要が生じた場合には、適宜、見直しを行うこととします。

令和 3 年度(2021 年度) ～ 令和 12 年度(2030 年度)

(1) 公共建築物の現状

- ・令和元年度末時点の本市では、公共建築物 737 施設 (374,632 m²) を保有しており、人口一人当たり延床面積は全国平均の 2.3 倍 (8.84 m²/人) であり多くの施設を保有しています。【表 1 ~ 2】
- ・平成 25 年度末と令和元年度末の保有量を比較すると、施設数は 2 施設減少 (18 施設増加、20 施設減少)、延床面積は 15,390 m² 減少 (3,454 m² 増加、18,844 m² 減少) となっています。

表 1 施設分類別の延床面積

施設分類	延床面積 (m ²)	構成比	施設分類	延床面積 (m ²)	構成比
行政系施設	21,511	5.7%	公営住宅	58,649	15.7%
市民文化・社会教育系	61,706	16.5%	スポーツ・レクリエーション系施設	33,723	9.0%
保健・福祉系施設	26,233	7.0%	廃棄物処理施設	6,810	1.8%
子育て支援施設	10,921	2.9%	その他	56,192	15.0%
医療施設	12,683	3.4%	使用していない施設	6,187	1.7%
学校教育系施設	80,017	21.4%	合計	374,632	100.0%

表 2 一人当たり面積

人口一人当たり延床面積 (m ² /人)	
大洲市	8.84
全国平均	3.38
愛媛県内 20 市町平均	5.35
人口 4 万 1 千 ~ 4 千人 24 市町平均	4.42

(2) インフラの現状

- ・道路 (総延長 1,699.5km) や橋梁 (総延長 6.6km)、水道事業 (管路 367.0km)、公共下水道 (管路 51.6km) 等を中心に、多くのインフラを保有しています。【表 3】
- ・今後、多くのインフラで老朽化が進行し、更新が必要となる施設が急増します。

表 3 インフラの保有状況

施設分類		施設数等	施設分類		施設数等
大分類	中分類		大分類	中分類	
道路		1,890 路線 (延長 1,699.5km)	公共下水道		管路 51.6km (認可区域 287.8ha)
橋梁		488 橋 (延長 6.6km)	農業集落排水事業		管路 8.0km (整備済面積 24.0ha)
トンネル		3 本 (延長 1.2km)	港湾		護岸 14 施設 (延長 2.7km)
公園	都市公園、普通公園等	69 箇所 (164.0ha)	漁港		7 港
上水道	水道事業	管路 367.0km	農道		130 路線 (延長 64.8km)
	簡易水道事業	14 事業 (管路 204.3km)	林道		87 路線 (延長 150.8km)
	飲料水供給施設	17 施設 (管路 41.1km)	ため池		102 箇所 (貯水量 303.1 m ³)
	共同給水施設	24 施設 (管路 35.1km)	光ファイバーケーブル		延長 9,117km
工業用水道		2 事業 (管路 9.7km)			

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

・本市の令和元年度の有形固定資産減価償却率は66.9%であり、愛媛県内平均値（58.4%）及び類似団体平均値（62.0%）より高く、有形固定資産の老朽化が進んでいます。

※類似団体平均値は、大洲市と同じ市町村類型「I-1」に属する団体の平均値

(4) 人口動向

・本市の人口は、平成7年は53,850人でしたが、令和2年には40,575人に減少しています。年齢階層別の人口割合をみると年少人口が11.4%に減少し、老年人口が37.4%に増加しており、少子高齢化が進行しています。

(5) 財政状況

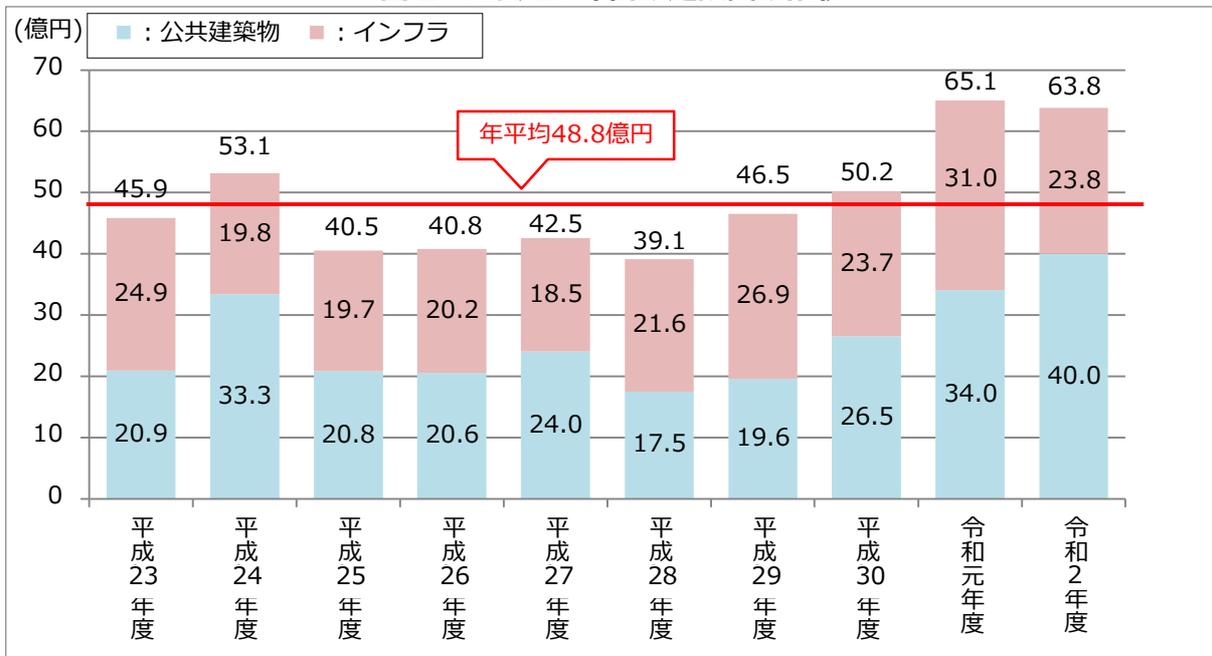
・過去10年間の建設費の推移をみると、平成23年度は45.9億円でしたが、平成30年7月豪雨災害からの復興に伴い、令和2年度には63.8億円に増加しており、年平均額は48.8億円となります。【図2】

本市の歳出は、平成28年度（2016）及び平成29年度（2017）は約260億円でしたが、平成30年度（2018）以降は、普通建設事業費や物件費、補助費等が増え、令和2年度（2020）は355.7億円となっています。

また、一般会計、企業会計、特別会計の建設費の総額は、平成23年度（2011）は45.9億円でしたが、令和2年度には63.8億円に増加しています。

なお、平成23年度から令和2年度の過去10年間の建設費平均額は48.8億円になります。

図2 過去10年間の建設費の推移

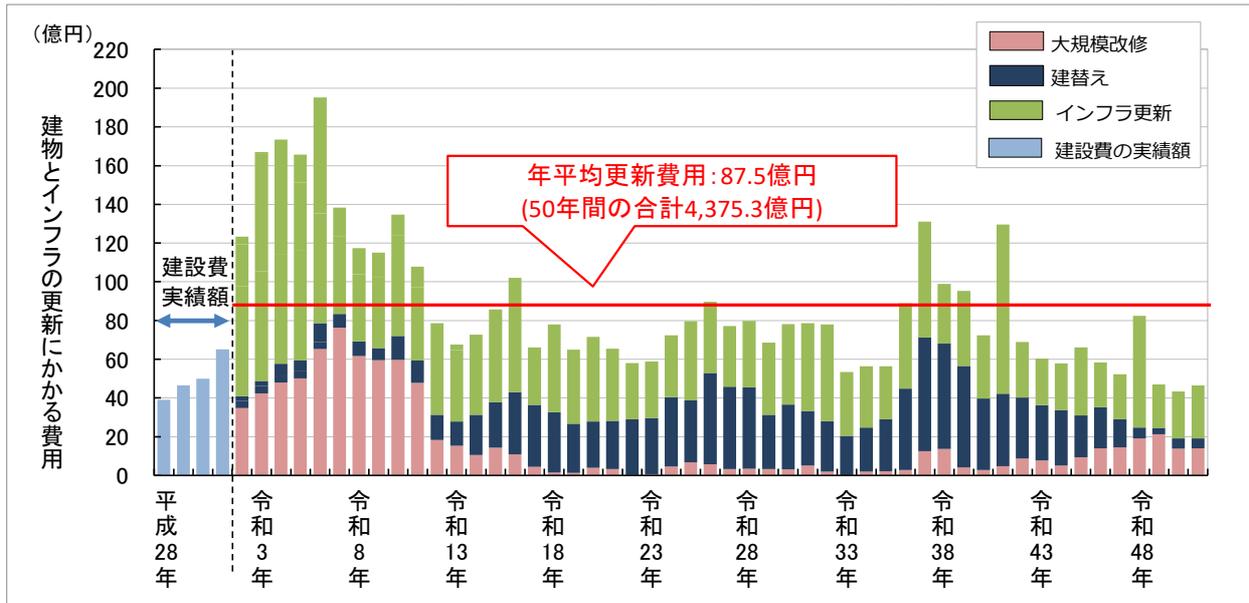


※ 建設費は、一般会計(普通建設事業費、道路舗装事業費)、企業会計および特別会計(建設投資額)の合計金額
 ※ 平成30年度および令和元年度の建設費は、平成30年7月豪雨災害関連経費を控除した合計金額です。

(1) 公共施設等の将来更新費用

・現在保有している全ての公共建築物及びインフラを一定の周期で更新し、健全な状態を維持する場合、今後50年間で4,375.3億円（公共建築物：2,062.5億円、インフラ2,312.8億円）の更新費用が必要になると推計されます。（年平均87.5億円）【図3】

図3 公共施設等の将来更新費用（今後50年間）

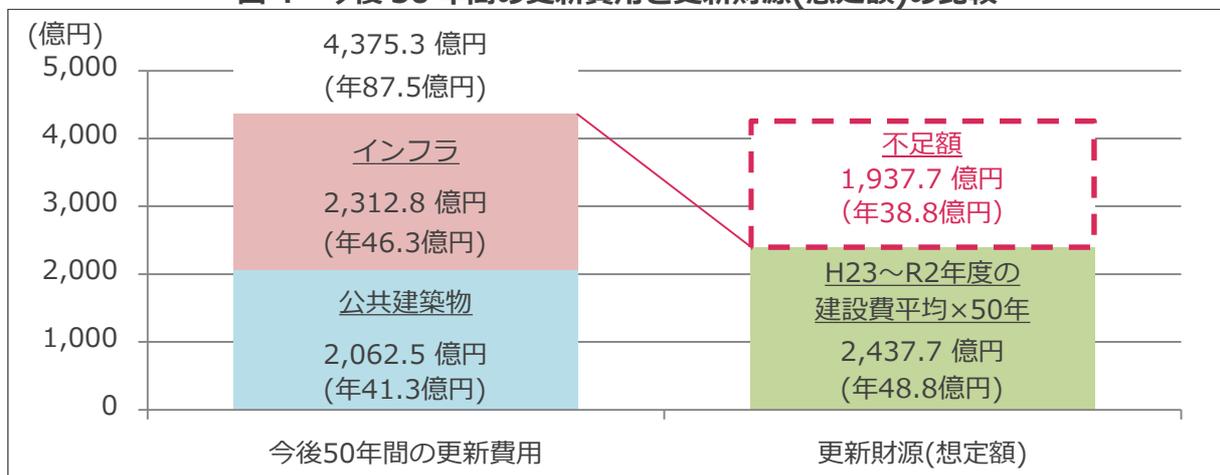


※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフトの条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。

(2) 将来更新費用の不足額

- ・過去10年間（平成23年度～令和2年度）の建設費平均48.8億円を、今後の更新財源と想定した場合、今後50年間の更新財源は2,438億円になります。
- ・将来更新費用の不足額は、将来更新費用4,375億円から更新財源（想定額）2,438億円を差し引いた1,938億円（年平均38.8億円）になると見込まれます。【図4】

図4 今後50年間の更新費用と更新財源(想定額)の比較



(3) 公共施設等の課題

老朽化の進行

公共施設等の急速な老朽化が予想され、安全性の低下や景観の阻害等の問題の発生が懸念されます。

限られた財政状況の中で計画的に更新を図る必要があります。

人口減少と人口構成の変化

人口減少等に伴い、公共施設等の規模の見直しが必要となります。

また、少子高齢化により、学校等で発生する余剰スペースの活用や高齢者施設等の充実、ユニバーサルデザインへの対応が求められます。

厳しい財政状況

扶助費等の歳出が増加する中、1年間に充当できる建設費は限られています。

財源確保のために、公共資産の有効活用や公民連携事業の推進が必要になります。

合併に伴う余剰や重複

合併に伴い、余剰空間を有する施設や利用目的が重複する施設が発生しています。

公共施設等の再配置を検討する必要があります。

防災性能の向上

頻発・激甚化する自然災害(洪水、土砂災害、津波等)への対策を強化するとともに、耐震性の無い施設は、耐震化を進める必要があります。

避難所では、長期間の避難生活を想定した施設・設備の充実も求められます。

計画的な維持管理

限られた予算の中で効率的に維持管理するために、日常点検を行いながら計画的な補修や修繕を行う必要があります。また、エネルギー効率の良い設備に交換することで、エネルギー消費の削減も期待されます。

適正な利用者負担

公共施設等を利用する市民と利用しない市民との公平性を保つとともに、将来の市民の負担を減らすためにも、公共施設等の利用者負担の適正化を進める必要があります。

市民サービスを低下させずに、将来の世代に必要な公共施設を残していくためには、将来の公共施設のあり方を考え、更新や改修、維持管理・運営の方法を含め、公共施設等全体を最小の費用で効果的に活用できるように、マネジメントを行っていく必要があります。

資料：大洲市公共施設等白書

(1) 基本方針

① 全体方針

将来にわたり必要な行政サービスを継続して提供していくために、
人口や財政の将来の見通しを踏まえ、
公共施設等の量や質、管理方法の見直しを進めます

② 公共建築物の基本方針

1. 施設の総量（総延床面積）を削減します。
2. できるかぎり新規整備は行わず、既存施設を有効活用します。
3. 施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストを縮減します。
4. 災害対策を推進し、安全・安心な施設を提供します。
5. 市民協働や公民連携により、効率的・効果的なサービスを提供します。
6. 市民ニーズや社会情勢の変化に合わせて、施設の質の向上を図ります。

③ インフラの基本方針

1. 必要最小限の新規整備を除き、現状維持を基本とします。
2. 既存インフラの長寿命化を推進し、ライフサイクルコストを縮減します。
3. 災害対策を推進し、安全・安心なインフラを提供します。
4. 市民協働や公民連携により、効率的・効果的なサービスを提供します。

④ 不足する将来更新費用への対応方針

50年間で将来更新費用の不足額 1,938 億円を解消します

今後 50 年間の更新費用の不足額は、4 ページのとおり、1,938 億円と見込まれるため、今後 50 年間で将来更新費用の不足額 1,938 億円を解消するものとします。

なお、今後 10 年間（令和 2 年～令和 11 年）の不足額は、950 億円（50 年間の不足額の約 5 割）と試算されることから更新の時期を平準化し、今後 10 年間の負担の軽減を図ります。

表 4 将来更新費用の不足額（10 年毎）

期間	公共建築物			インフラ	合計 (億円)	更新財源 (想定額) (億円)	過不足額 (億円)
	大規模改修 (億円)	建替え (億円)	計 (億円)	更新 (億円)			
令和2年～令和11年	545.6	90.2	635.8	802.0	1437.7	487.5	▲ 950.2
令和12年～令和21年	84.1	239.3	323.5	429.2	752.7	487.5	▲ 265.1
令和22年～令和31年	36.9	347.2	384.0	357.1	741.1	487.5	▲ 253.5
令和32年～令和41年	47.2	378.4	425.5	435.0	860.6	487.5	▲ 373.0
令和42年～令和51年	128.3	165.4	293.7	289.6	583.3	487.5	▲ 95.8
50年合計	842.1	1,220.4	2,062.5	2,312.8	4,375.3	2,437.7	▲ 1,937.7

⑤ 実施時期の平準化の考え方

今後 10 年間の公共建築物の大規模改修の実施時期を対象に、実施時期の平準化を検討します。
 なお、インフラの更新は、単純な平準化が難しいため、管理水準の見直し等により不足額の解消を図ります。

大規模改修の実施時期を平準化することで、今後 10 年間の将来更新費用の不足額は、732 億円になると試算されます。

表 5 実施時期の平準化に伴う試算条件の変更

公共建築物の大規模改修	大規模改修の実施時期を 5 年間後ろ倒し ・築 30 年以下の施設の大規模改修を建築後 30 年目から建築後 35 年目に変更。 ・築 31 年以上 45 年未満の施設は、当初 10 年間に大規模改修を実施（改修費用を年 1/10 ずつ計上）から当初 15 年間に実施（改修費用を年 1/15 ずつ計上）に変更。
-------------	---

表 6 10 年毎の将来更新費用の不足額（大規模改修費用の平準化後）

期間	公共建築物			インフラ	合計 (億円)	更新財源 (想定額) (億円)	過不足額 (億円)
	大規模改修 (億円)	建替え (億円)	計 (億円)	更新 (億円)			
令和2年～令和11年	327.2 平準化 218.4 億円	90.2	417.4 平準化 218.4 億円	802.0	1219.3 平準化 218.4 億円	487.5	▲ 731.8 平準化 218.4 億円
令和12年～令和21年	302.5	239.3	541.9	429.2	971.1	487.5	▲ 483.5
令和22年～令和31年	36.9	347.2	384.0	357.1	741.1	487.5	▲ 253.5
令和32年～令和41年	47.2	378.4	425.5	435.0	860.6	487.5	▲ 373.0
令和42年～令和51年	128.3	165.4	293.7	289.6	583.3	487.5	▲ 95.8
50年合計	842.1	1,220.4	2,062.5	2,312.8	4,375.3	2,437.7	▲ 1,937.7

(2) 数値目標

今後 10 年間で将来更新費用の不足額 732 億円を解消します (公共建築物 260 億円、インフラ 360 億円、その他方策 112 億円)

平準化後の今後 10 年間の将来更新費用 1,219 億円から今後 10 年間の更新財源(想定額)488 億円を差し引いた 732 億円を数値目標として設定します。

また、数値目標の達成に向けて、①公共建築物の長寿命化や統廃合、減築等による解消額 260 億円、②インフラの管理水準の見直し等による解消額 360 億円、③その他方策（官民連携、余剰資産の売却、利用者負担の見直し等）による解消額 112 億円と定めます。

図 5 50 年間の不足額と数値目標

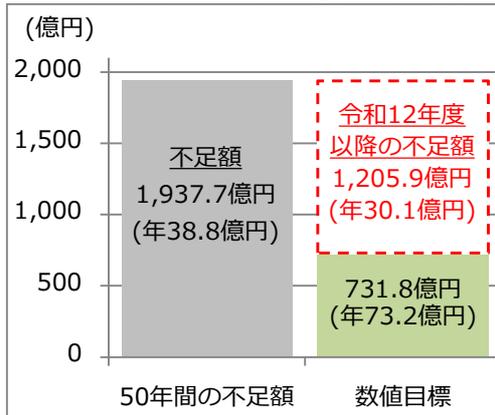
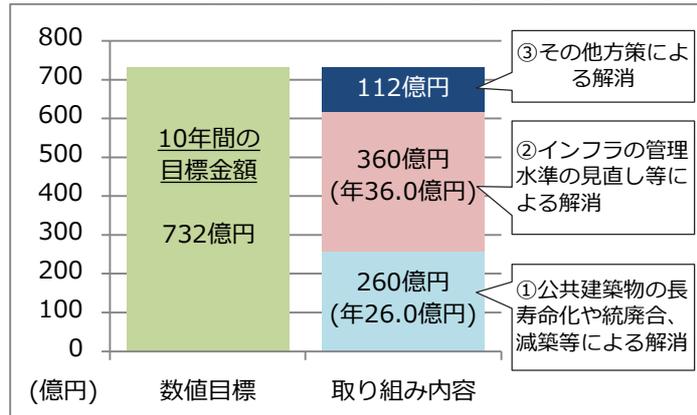
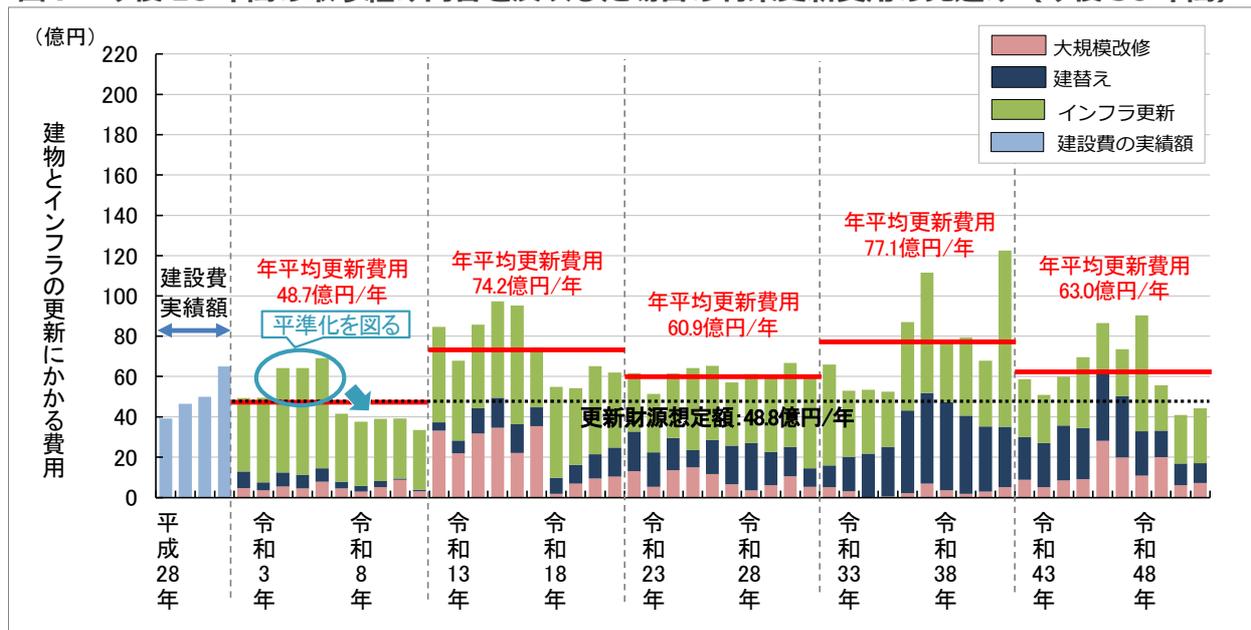


図 6 数値目標の達成に向けた取り組み内容



今後 10 年間の取り組み内容を反映した場合の将来更新等費用を試算すると、今後 10 年間の将来更新費用は 488 億円（年平均 48.7 億円）と推計され、更新財源（想定額）488 億円と同等の金額となる見込みです。

図 7 今後 10 年間の取り組み内容を反映した場合の将来更新費用の見込み（今後 50 年間）



※ 本試算は、公共施設更新費用試算ソフト（総務省）の条件に基づく試算であり、実際のコストとは異なります。
 ※ 今後 10 年間の取り組み内容（公共建築物の統廃合等）を実施することで施設の延床面積が縮減されるため、令和 12 年以降の将来更新費用も縮減されます。

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1 点検・診断等の実施方針

- 定期的に施設の点検を行い、劣化・損傷が施設に与える影響等について評価し、保全の優先度を判断します。
- 点検・診断結果を今後の老朽化対策や計画の見直し等に活用します。
- 日々の適切な施設管理を進めます。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 日常点検や定期点検の結果を踏まえて、計画的に維持管理を行います。
- 今後も継続的に利用する施設については、中長期的な修繕計画の策定を検討します。
- 地元への施設の移管や指定管理者の導入など、市民協働による維持管理を進めます。
- 施設のコスト状況を検証し、利用者負担の見直しを行います。
- 施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修・更新を行います。
- 施設の改修や更新を行う際には、原則として周辺施設との複合化や多機能化等を検討します。
- 改修や更新時に、社会状況や市民ニーズの変化を踏まえて適正な施設規模に見直します。
- 施設の解体を見据えて、解体しやすい建築様式や資材を再利用しやすい仕組みの導入を検討します。
- インフラは、安全性を確保しながら、施設の重要度に応じた維持管理を実施します。
- 今後の更新や維持管理においては、PPP/PFI等の公民連携を積極的に進めます。
- 新しい技術を積極的に導入し、施設の維持管理・更新コストの縮減、安全性の確保を図ります。

3 安全確保の実施方針

- 日常点検や定期点検において、高い危険性が確認された場合は、利用者の安全確保を最優先し、一時的な供用停止や応急処置、改修、解体等を速やかに行います。
- 現在の施設が災害危険箇所等に位置する場合、施設の更新に合わせて安全性の高い場所への移転を検討します。
- 既に役割を終え、今後利活用しない公共施設等については、周辺施設や住環境に及ぼす影響や市民の安全・安心を踏まえながら、早期に建物の解体を行います。

4 耐震化等の実施方針

- 多数の市民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設、ライフライン関連施設（医療施設、上下水道等）については、優先的に耐震対策や自然災害（洪水、土砂災害、津波等）への対策を行います。
- その他の施設については、施設の特性或利用状況などを踏まえて施設の必要性を見極めた上で計画的に耐震化や自然災害への対策を進めます。

5 長寿命化の実施方針

- 定期的な点検・診断により劣化状況を把握し、少しでも長く施設を利用できるように計画的に補修・修繕を行い、施設の長寿命化を進めます。
- すべての施設を予防保全で管理することは財政的に困難であるため、予防保全と事後保全を組み合わせながら、各施設の特性に合った適切な保全を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

6 統合や廃止の推進方針

- 全庁的に公共施設の保有量の最適化を図るために、各施設の基本情報や課題を踏まえて、個別施設ごとの方向性を示す個別施設計画（アクションプラン）を作成し、施設の統合や廃止、運営方法の見直しなどを進めます。
- 施設の老朽化状況や利用状況、コスト状況等を検証し、市民ニーズに合わなくなった施設や役割が薄れた施設などは、他施設への統合や廃止などを検討します。
- 市町村合併に伴い整理統合を行った施設は、今後の利活用方法を検討の上、利用見込みのない施設については解体等の処分を行います。
- 施設の統合や廃止などを検討する際は、人口減少や少子高齢化などの社会状況の変化を踏まえるとともに、議会や自治会、市民と十分に情報共有・協議しながら進めます。また、現在のサービス水準を著しく低下させないように配慮します。
- 施設の廃止により発生する余裕資産（土地・建物）は、庁内で今後の行政需要を調査するとともに、地域住民や民間事業者等の意向を確認しながら、まちづくりの将来像の実現に向けて有効活用を図ります。

7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 計画の推進にあたっては、組織横断的な推進体制を構築します。
- 公共施設等に関する情報を一元管理するとともに、新地方公会計の財務諸表や固定資産台帳とも整合性を図りながら、公共施設等の計画的なマネジメントを行います。
- 職員一人一人が、経営的視点をもって、市全体の公共施設等の最適化を意識した管理を実施できるように、組織横断的な検討会を開催します。

8 ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 公共施設等の改修や更新等を行う際は、利用者のニーズや関係法令等を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすい施設になるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

9 脱炭素化の推進方針

- 公共施設等の改修や更新等を行う際は、地球温暖化対策計画を踏まえ、太陽光発電やLED照明の導入、省エネルギー改修など、脱炭素化の取り組みを進めます。

(1) 公共建築物

表7 施設用途別の基本方針（公共建築物）

施設分類	基本方針
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎は、行政および災害時の拠点として、計画的に維持管理・更新を行います。また、行政サービスの維持・向上に配慮しながら、行政機能の集約や他施設・民間との複合化なども検討する。 支所庁舎は、今後の支所のあり方を検討した上で、業務に必要なスペースを確保し、余剰空間については、他施設との複合化や民間への貸付などの有効活用を進める。 長浜支所庁舎は、国の登録有形文化財として保全・活用する。
消防施設	<ul style="list-style-type: none"> 消防署・支署は、消防・救急の要となる災害活動拠点施設であり、計画的に維持管理・更新を行い、建物の機能の維持・向上を図る。 消防詰所・ポンプ蔵置所等は、今後の消防団の動向を踏まえながら、計画的に維持管理・更新を行う。
公民館	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用状況を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合などを進める。 将来の人口動向に合わせて、施設の改修や建替え時に減築を行う。 指定避難所に指定されている施設は、優先的に耐震診断及び耐震補強を行う。
隣保館	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用状況を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合、地元への移管などを進める。 将来の人口動向に合わせて、施設の改修や建替え時に減築を行う。
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用状況を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合をはじめ、複数の地区・行政区による共同整備、地元への移管などを進め、将来の人口動向に合わせて、施設規模の適正化に努める。
図書館	<ul style="list-style-type: none"> 図書館本館を中心として、引き続き、分館とも連携しながら運営するとともに、サービスの質の向上に向けて、民間活力の導入等を検討する。
博物館	<ul style="list-style-type: none"> 博物館は、市の中核的博物館として移転・改築などを検討します。また、展示内容の見直し等により利用促進を図る。 その他の展示施設は、展示内容の見直し等により利用促進を図るとともに、施設の利用状況を踏まえて、他施設との複合化や統廃合などを検討する。
文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> 市民会館は、市のコミュニティ・文化芸術活動の拠点施設として、移転・改築などを検討する。 長浜ふれあい会館は、広域的なコミュニティ活動の拠点施設として、計画的に維持管理を行う。
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特性や利用状況を踏まえて、市が実施すべき事業と、民間が実施することでサービスの向上が見込まれる事業を見極めた上で、他施設との複合化や統廃合、民間委託や譲渡などを検討する。
保健施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用状況を踏まえ、業務の効率化やサービスの質の向上に向けて、統廃合を検討する。
保育所・認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に維持管理・更新を行うとともに、利用状況や地域性を踏まえながら、大洲市子ども・子育て支援事業計画に沿った保育の需給バランスを確保しながら、他施設との複合化（認定こども園等）や統廃合、民間への移管などを検討する。
児童施設	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に維持管理・更新を行うとともに、施設の利用状況や地域性を踏まえながら、他施設との複合化や民間への移管などを検討する。
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に維持管理・更新を行うとともに、施設の利用状況や地域性を踏まえながら、他施設との複合化や統廃合などを検討する。
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 大洲病院は、医療環境の確保と将来の病院経営の健全化に向けて、計画的に維持管理・更新を行う。 休日夜間急患センターは、計画的に維持管理・更新を行う。 診療所は、計画的に維持管理・更新を行うが、建替え時に社会ニーズ等から必要性を再検証する。
小学校 中学校	<ul style="list-style-type: none"> 将来の児童数・生徒数の推移を踏まえながら、適正規模による施設整備を行うとともに、小中一貫校や他施設との複合化、余裕教室の有効活用、建物の減築などを検討する。
給食センター	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きコスト削減や施設の長寿命化に努める。
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 人口・世帯数の変動等を踏まえて、集約化、廃止などによる適正配置や供給戸数等を検討する。 大洲市公営住宅等長寿命化計画及び大洲市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的に修繕・建替え・廃止などを進める。

表 8 施設用途別の基本方針（公共建築物）（続き）

施設分類	基本方針
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に維持管理・更新を行うとともに、施設の特長や利用状況、類似施設(学校体育館)の近接状況を踏まえながら、施設の統廃合や運営について民間への移管などを検討する。 ・総合体育館は、大洲市総合体育館中長期修繕計画に基づき、計画的に修繕・更新を進める。
観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に維持管理・更新を行うとともに、地元住民や民間と連携しながら施設の運営を進める。 ・文化財に指定されている施設は、文化財保全（保存）の視点からも検討し、適切に保全・活用する。
廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・環境センターと清流園は、予防保全型の維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。 ・埋立地は、ゴミの総量削減等により、長期的に利用できるように努める。
斎場	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化や利用状況を踏まえ、地元との合意形成を図りながら施設の統廃合を検討する。
職員住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅の利用を基本とし、長期的に利用が見込まれない住宅や老朽化が著しい住宅は解体等の処分を進める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況や社会ニーズから必要性を再検証し、今後も必要な施設は計画的に維持管理・更新を行う。 ・行政として維持する必要のない施設は、統廃合や民間への移管、解体等の処分を検討する。
使用していない施設	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に売却、譲渡、貸付、解体等の処分を進める。

(2) インフラ

表 9 施設用途別の基本方針（インフラ）

施設分類	基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画を策定し、路線の重要度に応じた管理水準を設定した上で、定期的な点検・診断を行い、計画的に修繕・更新を進める。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・5年に1回の定期的な点検・診断を行いながら、大洲市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕・更新を進める。
トンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・5年に1回の定期的な点検・診断を行いつつ、個別施設計画を策定し、計画的に修繕・更新を進める。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は、定期的な点検・診断を行いながら、大洲市都市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に修繕・更新を進める。 ・その他の公園は、定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進める。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道管路は、個別施設計画を策定し、更新の対象・優先順位等を整理して、メンテナンスサイクルを確立した上で、計画的に修繕・更新を進める。 ・その他の上水道施設は、定期的な点検・診断を行いながら、個別施設計画を策定し、計画的に修繕・更新を進める。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに、水道使用料の見直しを検討する。
工業用水道	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検・診断を行いながら、個別施設計画を策定し、計画的に修繕・更新を進める。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに水道使用料の見直しを検討する。
公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検・診断を行いながら、個別施設計画を策定し、計画的に修繕・更新を進める。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに下水道使用料の見直しを検討する。
農業集落排水事業	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕・更新を進める。 ・事業採算性の改善に向けて、コスト削減を進めるとともに施設使用料の見直しを検討する。
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾の長寿命化計画を順次作成し、計画的に修繕等を進める。
漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設及び海岸保全施設については、長寿命化計画に基づき、計画的に修繕等を進める。
農道	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も受益者と連携しながら維持管理を行う。 ・橋梁は、5年に1回の定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕等を進める。
林道	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も受益者及び森林組合と連携しながら、維持管理を行う。 ・橋梁は、5年に1回の定期的な点検・診断を行いながら、計画的に修繕等を進める。
ため池	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画（機能保全・長寿命化計画）を策定し、今後も受益者と連携しながら維持管理を行う。 ・下流域に人家等の重要施設がある場合は、特に安全性に配慮しながら、計画的に修繕等を進める。
光ファイバーケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・民設民営（負担金方式）によるブロードバンド基盤整備で整備した通信基盤の活用を含め、民間サービスによるイントラネット環境構築の実現性を検討する。

(1) 全庁的な取組体制の構築

- 計画の進捗管理や庁内の情報共有・意見調整、市全体の戦略の検討、市民との合意形成など、公共施設等マネジメントを一元的に推進する専任部署の設置を検討します。
- 関係部署と連携を図りながら、組織横断的な推進体制を構築します。

(2) 人材育成

- 職員一人一人が公共施設等マネジメントの意義を理解し、持続可能な行政サービスの提供に向けて創意工夫できるように、組織横断的な検討会等を開催し、職員の意識向上を図ります。

(3) 計画的な予算確保

- 各省庁の個別施設計画と整合を図りながら、本市においても長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定し、ライフサイクルコストの縮減に向けて、計画的な予算確保に努めます。

(4) 施設情報の効率的な管理

- 組織横断的な推進体制の構築に併せて、所管部署別に管理されている施設情報を効率的に収集・管理できる手法を検討し、市全体の戦略の検討や公共施設等の維持管理に活用します。
- 統一的基準による地方公会計で作成する財務書類との連動手法についても検討します。

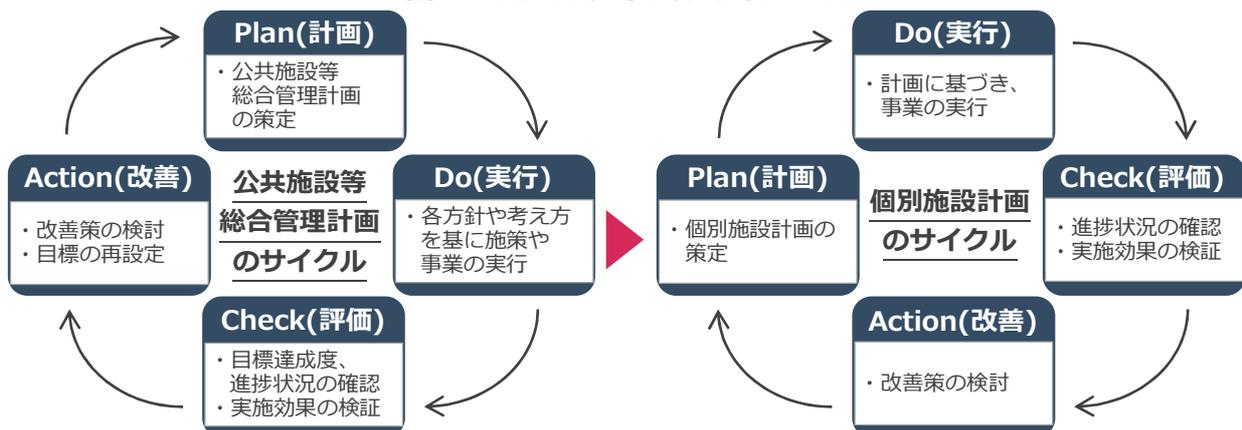
(5) 市民との情報共有・合意形成

- 市議会や市民との意見交換や説明会等により市民参加の機会を設け、幅広く意見を把握し、合意形成を図りながら、市民と行政が一体となって取り組みます。
- 施設の利用者に限らず、広く市民と情報を共有するために、市広報誌や市ホームページなどを活用して、市有施設の現状や計画の進捗状況等について情報提供を行います。

(6) 計画の進捗管理と見直し

- 本計画は、総合計画や中長期財政計画等と連携を図るとともに、PDCA サイクルにより進捗管理を行います。なお、計画の進捗状況や実施効果は、市ホームページ等で公表します。
- 計画の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて、適宜、計画の見直しを行います。

図8 PDCA サイクルのイメージ





大洲市公共施設等総合管理計画

概要版

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月一部改訂)

【お問い合わせ】

大洲市 総務部財政契約課

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番の 1

TEL | 0893-24-2111 FAX | 0893-24-2228

ホームページ | <http://www.city.ozu.ehime.jp/>